

【スライドを使用する際の注意事項】

- このスライドは、公認スポーツファーマシスト認定者などのアンチ・ドーピングの知識を身に付けた薬剤師が、薬剤師を対象にアンチ・ドーピング教育啓発を行う際に活用するための資料として、公益社団法人日本薬剤師会アンチ・ドーピング委員会が作成したものです。
- 使用者によるスライドの加工は制限しませんが、使用者の責任において実施してください。
- 加工したスライドに「公益社団法人日本薬剤師会アンチ・ドーピング委員会」の名称を掲載することはできません（スライドの該当箇所を削除してから使用してください）。スライドを抜粋して使用するだけの場合は、この限りではありません。
- 本資料中のイラストは、
<https://www.irasutoya.com/p/faq.html>（かわいいフリー素材集いらすとや）を使用しています。

薬剤師が知っておくべき アンチ・ドーピングの知識 ～地域で貢献するために～

公益社団法人 日本薬剤師会
アンチ・ドーピング委員会

アンチ・ドーピング教育の現状

アンチ・ドーピング教育の現状

- 高等学校学習指導要領
 - 2013年度より、高等学校学習指導要領の体育理論に「現代のスポーツの意義や価値」の項目に、アンチ・ドーピングに関する記載がなされている。
- 薬学教育モデル・コアカリキュラム
 - 令和4年度改訂版（令和6年度より適用）において、「医薬品適正使用における薬剤師の役割（適正使用の推進、アンチ・ドーピング等）」「住民・児童生徒に向けた薬の正しい使い方や薬物乱用防止、アンチ・ドーピング活動、禁煙指導等に向けた教育・啓発活動や相談対応」という学修事項が設定されている。
- 医学教育モデル・コア・カリキュラム
 - 令和4年度改訂版（令和6年度より適用）において、「使用禁忌、特定条件下での薬物使用(アンチ・ドーピング等)について理解している」という到達目標が設定されている。

スポーツにおけるドーピングの 防止活動の推進に関する法律 (2018年10月1日施行)

第14条 国及び地方公共団体は、ドーピング防止活動に関する国民の理解と関心を深めるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び啓発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、ドーピング防止活動に資するよう、医師、歯科医師、薬剤師その他の医療従事者に対する情報の提供、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

この法律に基づいて具体的に施策を推進するための基本方針（文部科学省）において、「スポーツ愛好者など広く国民一般に対する教育・啓発を実施する内容」には、「スポーツにおける倫理的価値に対するドーピングの害」と「ドーピングの健康に対する影響」の2つが掲げられている。